

人厚第2555号  
26. 3. 5

経理装備局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

人事教育局長

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づき外務大臣からの情報提供の求めに関する実施要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

関連文書：総八条合第150号（平成26年2月18日）

添付書類：別紙

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣からの情報提供の求めに関する実施要領

1 趣旨

この要領は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）第5条第1項及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成26年政令第11号）に基づく外務大臣による児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる各省各庁の長に対する子の住所等に関する情報の提供の求めの実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 通知要領等

外務大臣からの情報の提供の求めに基づき、人事教育局長から通知を受けた機関等の長は、児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令（平成24年防衛省訓令第13号）第2条に規定する俸給支給機関の長等（以下「俸給支給機関の長」という。）に対し、以下の情報について報告するよう通知する。

(1) 日本国から返還若しくは面会その他の交流を求められている子（以下「所在特定対象子」という。）と同居していると思料される者が提出した、又は当該子に係る児童手当・特例給付認定請求書のうち以下の欄の記載事項

- ア 所在特定対象子の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の別、海外留学をしている場合の出国年月、住所、監護の有無、生計関係
- イ 所在特定対象子と同居していると思料される者の氏名、職業、住所（電話番号を含む）、性別、生年月日、配偶者の有無、生計関係
- ウ イの他に所在特定対象子と同居している可能性がある者の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の別、海外留学をしている場合の出国年月、監護の有無、生計関係

(2) 所在特定対象子と同居していると思料される者が提出した、又は当該子に係る以下の書類により、(1)の記載事項の変更がある場合はその旨及び変更の内容

- ア 児童手当・特例給付 額改定認定請求書・額改定届
- イ 児童手当・特例給付 現況届
- ウ 児童手当・特例給付 氏名住所等変更届
- エ 児童手当・特例給付 受給事由消滅届

### 3 報告要領

- (1) 前項の通知を受けた俸給支給機関の長は、別紙様式1または別紙様式2により、速やかに順序を経て人事教育局長に報告する。また、報告するべき情報を保有していない場合については、別紙様式3により報告するものとする。
- (2) 別紙様式2により報告する場合については、提供を求められた部分以外は黒塗りするものとする。

### 4 その他

- (1) 事務処理を行う上で、個人情報を保有することとなるが、その取り扱いには十分に留意する。
- (2) この要領は、平成26年4月1日から適用する。

<情報を抜き書きして提供する場合の例>

平成 年 月 日

殿

俸給支給機関の長

印

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項に基づく情報の提供の求めについて（回答）

〇〇月〇〇日付「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項に基づく情報の提供の求めについて」について下記のとおり回答します。

記

1 国家公務員である所在特定対象子と同居していると思料される者が提出した児童手当・特例給付 認定請求書の記載事項

(1) 所在特定対象子の情報

氏名：防衛 太郎

続柄：子

生年月日：2009年1月1日

同居・別居の別：同

海外留学をしている場合の出国年月：記載無し

住所：東京都新宿区本村町〇-〇-〇

監護の有無：有

生計関係：同一

(2) 所在特定対象子と同居していると思料される者

氏名：防衛 花子

職業：国家公務員

住所（電話番号を含む）：東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

03-3268-XXXX

性別：女

生年月日：1980年2月2日

配偶者の有無：無

配偶者の氏名：記載無し

(3) (2) の他に所在特定対象子と同居している可能性がある者

記載無し

2 〇〇年〇月に現況届が提出されているが、上記の記載事項に変更は無い。

<保有している資料の写しを別添する場合の例>

平成 年 月 日

殿

俸給支給機関の長

印

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項に基づく情報の提供の求めについて（回答）

〇〇月〇〇日付「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく情報の提供の求めについて」について、提供を求められた情報を別紙のとおり提供する。

<別紙一覧>

別紙1 児童手当・特例給付 認定請求書の写し（提供を求められた部分以外の部分を黒塗りしたもの）

別紙2 現況届の写し（提供を求められた部分以外の部分を黒塗りしたもの）

< 情報を保有していない場合の例 >

平成 年 月 日

殿

俸給支給機関の長

印

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項に基づく情報の提供の求めについて（回答）

〇〇月〇〇日付「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項に基づく情報の提供の求めについて」について、提供を求められた情報を保有していないため提供できない。

総ハ条合第150号

平成26年2月18日

関 係 各 位

外務省総合外交政策局ハーグ条約室長



「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる各省各庁の長に対する情報提供の求めに関する実施要領」の送付について

本年4月1日に、我が国について、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約が発効するとともに、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「法」という。）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成26年政令第11号。以下「政令」という。）が施行されます。

法第5条第1項（第20条において準用する場合を含む。）及び政令では、外務大臣が児童手当法第17条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の表の下欄に掲げる各省各庁（財政法第21条に規定する各省各庁）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官）に対し子の住所等に関する情報の提供を求めることができることとされていますところ、その実施要領を、外務省及び厚生労働省で協議の上、別紙のとおり策定しました。各省各庁におかれましては、この趣旨をご理解いただき、実施要領に基づいた対応を行っていただくようお願いいたします。

付属添付



本信送付先 衆議院事務局庶務部人事課長  
参議院事務局庶務部人事課長  
裁判官訴追委員会事務局総務・事案課長  
裁判官弾劾裁判所事務局総務課長  
国立国会図書館総務部人事課長  
最高裁判所経理局厚生管理官  
会計検査院事務総長官房人事課長  
内閣法制局長官総務室総務課長  
人事院事務総局総務局人事課長  
内閣府大臣官房厚生管理官  
宮内庁長官官房秘書課長  
公正取引委員会事務総局官房人事課長  
警察庁長官官房給与厚生課長  
金融庁総務企画局総務課管理室長  
消費者庁総務課長  
復興庁参事官  
総務省大臣官房秘書課長  
法務省大臣官房厚生管理官  
外務省大臣官房会計課福利厚生室長  
財務省大臣官房厚生管理官  
文部科学省大臣官房人事課長  
厚生労働省大臣官房会計課福利厚生室長  
農林水産省大臣官房厚生課長  
経済産業省大臣官房情報システム厚生課長  
国土交通省大臣官房福利厚生課長  
環境省大臣官房会計課長  
防衛省人事教育局厚生課長



(別紙)

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に  
基づく外務大臣による児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる  
各省各庁の長に対する情報提供の求めに関する実施要領

外務省総合外交政策局ハーグ条約室

## 第1 目的

本実施要領は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項（第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成26年政令第11号。以下「政令」という。）に基づく外務大臣による児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる各省各庁の長（以下「各省各庁の長」という。）に対する子の住所等に関する情報の提供の求めの実施に関する要領を定めたものである。

## 第2 子の住所等に関する情報の提供の求め

1 外務大臣が、法第5条第1項の規定に基づいて、各省各庁の長に情報の提供を求める場合には、書面又は電子メール（電子署名が行われたものに限る。第2の4を除き以下同じ。）により、日本国からの返還若しくは面会その他の交流を求められている子（以下「所在特定対象子」という。）又は当該子と同居していると思料される者の氏名、生年月日及び性別の情報のうち外務省が保有しているものを提示し、以下の情報の提供を求めるものとする。なお、外務大臣は情報の提供を求める場合には、可能な限り期間を明示して、当該期間内に各省各庁が取得した又は各省各庁に提出された情報の提供を求めるものとする。

- (1) 国家公務員である所在特定対象子と同居していると思料される者が提出した、又は当該子に係る児童手当・特例給付認定請求書のうち以下の欄の記載事項
- (ア) 所在特定対象子の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の別、海外留学をしている場合の出国年月、監護の有無、生計関係
  - (イ) 所在特定対象子と同居していると思料される者の氏名、職業、住所（電話番号を含む）、性別、生年月日、配偶者の有無、配偶者の氏名
  - (ウ) (イ)の他に所在特定対象子と同居している可能性がある者の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の別、海外留学をしている場合の出国年月、監護の有無、生計関係

(2) 国家公務員である所在特定対象子と同居していると思料される者が提出した、又は当該子に係る下記の書類により、(1)の記載事項の変更がある場合はその旨及び変更の内容

児童手当・特例給付 額改定認定請求書・額改定届

児童手当・特例給付 現況届

児童手当・特例給付 氏名住所等変更届

児童手当・特例給付 受給事由消滅届

2 各省各庁の長は、情報の提供を求められた場合には、遅滞なく、当該情報のうち保有しているものを書面又は電子メールによって外務大臣に提供するものとする（送付する書面又はファイルの例は様式例2を参照）。

3 各省各庁の長は、提供を求められた情報を保有していない場合には、書面、電子メール（電子署名が行われたものに限らない。）又はファクシミリによりその旨を外務省に連絡するものとする（送付する書面又はファイルの例は様式例3を参照）。

この場合は、担当部署の責任者等の名義で、公印、電子署名等を付さない簡素な方法による連絡を行っても差し支えない（例えば、電子メールの本文に担当部署の責任者名で提供を求められた文書を保有していない旨を記載して送付する、又は提供を求められた文書を保有していない旨が記載された担当部署の責任者名義の文書をファックスで送付する等）。

4 外務大臣は、各省各庁の長に対し情報の提供を求めた後、10日を超えて回答が届かない場合には、理由の説明を求めることができるものとする。

以上

<本件照会先>

東京都千代田区霞ヶ関2-2-1

外務省総合外交政策局ハーグ条約室

※ 平成26年4月1日に領事局に移管予定

電話番号：03-5501-8501

FAX番号：03-5501-8527

参考条文

●国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律  
(子の住所等に関する情報の提供の求め等)

第五条 外務大臣は、外国返還援助申請があった場合において、必要と認めるときは、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の氏名及び住所又は居所を特定するため、政令で定めるところにより、次に掲げる機関及び法人（第十五条第一項において「国の行政機関等」という。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに申請に係る子及び申請に係る子と同居している者に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該氏名又は当該住所若しくは居所に関する情報の提供を求めることができる。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
- 二 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関
- 四 内閣府設置法第四十条第二項及び第五十六条の特別の機関
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関
- 六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

七 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人  
2 前項の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するものとする。

3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報が、申請に係る子が日本国内に所在していることを示すものであるが、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の所在を特定するために十分でない場合には、外務省令で定めるところにより、都道府県警察に対し、当該情報を提供して、これらの者の所在を特定するために必要な措置をとることを求めることができる。

4 前項に規定するもののほか、外務大臣からの第二項の規定により提供された情報及び前項の規定による都道府県警察の措置によって得られた情報の提供は、次に掲げる場合に限りに行うことができる。

一 第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との面会その他の交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは家事調停の申立てをするために申請に係る子と同居している者の氏名を必要とする申請者から当該氏名の開示を求められた場合において、当該氏名を当該申請者に開示するとき。

二 申請に係る子についての第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との面会その他の交流に関する事件若しくは子との面会その他の交流の強制執行に係る事件が係属している裁判所から、その手続を行うために申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の住所又は居所の確認を求められた場合において、当該住所又は居所をこれらの裁判所に開示するとき。

三 第十条第一項の規定により、市町村、都道府県の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下この号及び同項において同じ。）又は児童相談所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所をいう。同号及び同項において同じ。）に対し、申請に係る子が虐待を受けているおそれがあると信ずるに足りる相当な理由がある旨を通告する場合において、申請に係る子及び申請に係る子と同居していると思料される者の氏名及び住所又は居所を当該市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通知するとき。

(子の社会的背景に関する情報の条約締約国の中央当局への提供)

第十五条 外務大臣は、日本国への子の返還に関する事件が日本国以外の条約締約国の裁判所又はその他の審判を行う機関（以下この項及び次項において「外国裁判所等」という。）に係属しており、当該条約締約国の中央当局から当該子の返還に係る子の日本国内における心身、養育及び就学の状況その他の生活及び取り巻く環境の状況に関する情報の提供を求められた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該条約締約国の中央当局に提供するために、政令で定めるところにより、国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び当該子に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該情報の提供を求めることができる。

- 一 当該中央当局が、当該外国裁判所等の依頼を受けて当該事件に関する調査を行うために外務大臣に対し当該情報の提供を求めており、かつ、当該調査以外の目的のために当該情報を利用するおそれがないと認められるとき。
  - 二 当該事件に係る外国裁判所等の手続の当事者（当該子が当該手続の当事者である場合にあっては、当該子を除く。）が当該情報を当該中央当局に提供することに同意しているとき。
- 2 前項の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、次の各号のいずれにも該当するときは、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するものとする。
- 一 当該情報を前項に規定する中央当局に提供することによって同項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
  - 二 当該情報が、前項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の知り得る状態にあり、かつ、これらの者以外の特定の個人を識別することができる情報を含まないとき。
- 3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報を、第一項に規定する中央当局に対してのみ提供することができる。

（日本国面会交流援助に関する準用規定）

第二十条 第五条、第九条及び第十条の規定は、外務大臣に対し日本国面会交流援助申請があった場合について準用する。この場合において、第五条第四項第一号中「第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との面会その他の交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は」と、同項第二号中「第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件に係属している裁判所又は申請に係る子についての子との面会その他の交流に関する事件若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流に関する事件又は」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

（外国面会交流援助に関する準用規定）

第二十五条 第十五条の規定は、外務大臣に対し外国面会交流援助申請があった場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本国への子の返還」とあるのは「申請に係る子についての子との面会その他の交流」と、「当該子の返還に係る子」とあるのは「申請に係る子」と読み替えるものとする。

●国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令

（子及び子と同居している者に関する情報を有している者）

第一条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項（法第二十条において準用する場合を含む。次条において同じ。）

の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校をいう。次号において同じ。）の設置者
- 二 学校及び大学以外の教育施設であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とし、かつ、学校教育に類する教育を行うものの設置者
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所の管理者
- 五 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者
- 六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者
- 七 電気事業法第二条第一項第六号に規定する特定電気事業者
- 八 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の表の下欄に掲げる者
- 九 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者
- 十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第五項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に規定する民間の団体の代表者

（子の住所等に関する情報の提供を求める方法）

第二条 外務大臣は、法第五条第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求める場合には、その求める情報の内容をできる限り具体的に特定し、当該情報を有していると思料される同項に規定する国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び前条各号に掲げる者に対し、文書により、当該情報を記載した書面の提出を求めるものとする。

（子の社会的背景に関する情報を有している者）

第三条 法第十五条第一項（法第二十五条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 第一条第一号から第四号まで又は第十号に掲げる者
- 二 児童福祉法 第七条第一項に規定する児童福祉施設の長
- 三 警視總監又は道府県警察本部長

（子の社会的背景に関する情報の提供を求める方法）

第四条 外務大臣は、法第十五条第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求める場合には、その求める情報の内容をできる限り具体的に特定し、当該情報を有していると思料される同項に規定する国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び前条に掲げる者に対し、文書により、当該情報を記載した書面の提出を求めるものとする。

#### ●児童手当法

（公務員に関する特例）

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所地（一般受給資

格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

<p>一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)</p>	<p>当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の長(裁判所にあっては、最高裁判所長官とする。以下同じ。)又はその委任を受けた者</p>
<p>二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。)</p>	<p>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員にあっては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者)</p>

- 2 第七条第三項の規定は、前項の規定によって読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなった場合について準用する。
- 3 第一項の規定によって読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなった」と読み替えるものとする。

平成 年 月 日

〇〇大臣 殿

外 務 大 臣 (公印)

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項  
に基づく情報の提供の求めについて

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項に基づき、下記のとおり情報の提供を求めます。

記

1. 所在特定の対象となっている者の情報

(1) 日本国からの返還若しくは面会その他の交流を求められている子（以下「所在特定対象子」という。）

氏 名：ハーグ 太郎（はーぐ たろう）

性 別：男

生年月日：2009年1月1日

(2) 所在特定対象子と同居していると思料される者

氏名：外務 花子（がいむ はなこ）

性別：女

生年月日：1980年2月2日

2. 提供を求める情報

平成 年 月以降に取得した以下の情報

(1) 国家公務員である所在特定対象子と同居していると思料される者が提出した、又は当該子に係る児童手当・特例給付 認定請求書のうち以下の欄の記載事項

(ア) 所在特定対象子の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の別、海外留学をしている場合の出国年月、監護の有無、生計関係

(イ) 所在特定対象子と同居していると思料される者の氏名、職業、住所（電話番号を含む）、性別、生年月日、配偶者の有無、配偶者の氏名

- (ウ)(イ)の他に所在特定対象子と同居している可能性がある者の氏名、続柄、生年月日、同居・別居の別、海外留学をしている場合の出国年月、監護の有無、生計関係
- (2) 国家公務員である所在特定対象子と同居していると思料される者が提出した、又は当該子に係る下記の書類により、(1)の記載事項の変更がある場合はその旨及び変更の内容
- 児童手当・特例給付 額改定認定請求書・額改定届、児童手当・特例給付 現況届、児童手当・特例給付 氏名住所等変更届、児童手当・特例給付 受給事由消滅届

### 3. 提出期限

平成 年 月 日

#### <本件照会先>

東京都千代田区霞ヶ関2-2-1

外務省領事局ハーグ条約室：〇〇

電話番号：03-XXXX-XXXX

FAX番号：03-XXXX-XXXX

電子メールアドレス：[xxxxxx.xxxxx@mofa.go.jp](mailto:xxxxxx.xxxxx@mofa.go.jp)



<情報を抜き書きして提供する場合の例>

平成 年 月 日

外務大臣 殿

〇 〇 大 臣 公 印

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項  
に基づく情報の提供の求めについて（回答）

〇〇月〇〇日付「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第  
5条第1項に基づく情報の提供の求めについて」について下記のとおり回答します。

記

1. 国家公務員である所在特定対象子と同居していると思料される者が提出した児童手  
当・特例給付 認定請求書の記載事項

(1) 所在特定対象子の情報

氏名：ハーグ 太郎

続柄：子

生年月日：2009年1月1日

同居・別居の別：同

海外留学をしている場合の出国年月：記載無し

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

監護の有無：有

生計関係：同一

(2) 所在特定対象子と同居していると思料される者

氏名：外務 花子

職業：国家公務員

住所（電話番号を含む）：東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

03-5501-XXXX

性別：女

生年月日：1980年2月2日

配偶者の有無：無

配偶者の氏名：記載無し

(3)(2)の他に所在特定対象子と同居している可能性がある者  
記載無し

2. ○○年○月に現況届が提出されているが、上記の記載事項に変更は無い。

<本件照会先>

○○省□□局◇◇課 (担当者名)

電話番号：××-×××-××××

FAX番号：××-×××-××××

電子メールアドレス：[xxxxxx.xxxxx@xxx.lg.jp](mailto:xxxxxx.xxxxx@xxx.lg.jp)

<保有している資料の写しを別添する場合の例>

平成 年 月 日

外務大臣 殿

〇 〇 大 臣 公 印

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項  
に基づく情報の提供の求めについて (回答)

〇〇月〇〇日付「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に  
基づく情報の提供の求めについて」について、提供を求められた情報を別紙のとおり提供  
する。

<別紙一覧>

別紙1 児童手当・特例給付 認定請求書の写し (提供を求められた部分以外の部分を黒塗  
りしたもの)

別紙2 現況届の写し (提供を求められた部分以外の部分を黒塗りしたもの)

<本件照会先>

〇〇省〇〇局〇〇課 (担当者名)

電話番号: ××-×××-××××

FAX番号: ××-×××-××××

電子メールアドレス: [xxxxxx.xxxxx@xxx.lg.jp](mailto:xxxxxx.xxxxx@xxx.lg.jp)

平成 年 月 日

外務省領事局ハーグ条約室長

〇〇省〇〇局〇〇課長

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第 5 条第 1 項  
に基づく情報の提供の求めについて (回答)

〇〇月〇〇日付「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第 5 条第 1 項に基づく情報の提供の求めについて」について、提供を求められた情報を当省で保有していないため提供できない。

<本件照会先>

〇〇市〇〇局〇〇課 (担当者名)

電話番号：××-×××-××××

FAX 番号：××-×××-××××

電子メールアドレス：[xxxxxx.xxxxx@xxx.lg.jp](mailto:xxxxxx.xxxxx@xxx.lg.jp)